

# バーゼルⅡの概要とIAISにおける流動性リスクの取扱い

「バーゼル合意」見直しの3つの柱

第1の柱：リスク計測の精緻化

新しい自己資本比率規制のポイント

第二の柱：(金融機関の自己管理と監督上の検証)のポイント

IAIS(保険監督者国際機構)における流動性リスクの取扱い

平成18年12月19日

金融庁

# 「バーゼル合意」見直しの3つの柱

- 1) 第1の柱  
リスク計測の精緻化

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{リスク}} \geq 8\% \quad \leftarrow \text{リスク計測の精緻化}$$

- 2) 第2の柱  
金融機関自身による自己資本戦略の策定  
(金利リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクへの対応も含めて十分な備えがあるか)

→ 金融機関の自己管理と  
当局によるレビュー

- 3) 第3の柱  
開示の充実  
(自己資本の構成やリスク計測の方法など)

→ 市場規律

# 第1の柱：リスク計測の精緻化

信用リスク

(貸倒れのリスク)

より正確な計測手法を提示  
金融機関に3つの選択肢

市場リスク

(トレーディング業務のリスク等)

現行規制と大きな相違なし

オペレーショナル・リスク

(事務事故や不正行為などによ  
って損失が発生するリスク)

新たに計測手法を提示  
金融機関に3つの選択肢

# 新しい自己資本比率規制のポイント（国際統一基準行）

## 【 現 行 規 制 】

自己資本

$\geq 8\%$  ⇒

信用リスク+市場リスク

## 【 新 規 制 】

自己資本(現行のまま)

$\geq 8\%$

信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク

現行規制では単一の計算方式しかないが、新規制では、銀行が

- 「標準的手法」(現行規制を一部修正した方式)
- 「(基礎的又は先進的)内部格付手法」(行内格付けを利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式)

のうちから自らに適する手法を選択

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク。粗利益を基準に計測する手法と、過去の損失実績などをもとに計測する手法のうちから、銀行が自らに適する手法を選択。

## 第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)のポイント

金融機関が、第1の柱(最低所要自己資本比率)の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等)も含めたリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。

⇒ 金融機関による統合的なリスク管理と  
当局による早期警戒制度に基づくモニタリング

# IAIS(保険監督者国際機構)における流動性リスクの取扱い

## IAIS 保険コア・プリンシプル 21-d (2003年10月)

「リスク管理システムは、(中略) 投資活動によるリスクをカバーしなければならない。」とされ、主なリスクには、「市場リスク」、「信用リスク」と並び、「流動性リスク」が挙げられている。

## IAIS ストラクチャー・ペーパー SE-3 (検討中)

「ソルベンシーの枠組みは、保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、を含む、全ての重要なリスクに対応したものであるべき。(中略) 直ちに計量化が困難なリスクについては、より広い意味で財務要件が定められ、定性的な要件で補足されるかもしれない。」

同パラ 30

「IAISは、オペレーショナル・リスクと流動性リスクは、(保険引受リスク、市場リスク、信用リスク)と比べて、計量化が難しいことを認識している。」

「オペレーショナル・リスクと流動性リスクに対応したソルベンシー制度の導入に関するあらゆる選択肢や、経営に対して的確なインセンティブを与える必要性については、IAISの今後の作業で検討される。」